

令和6年 坂井市農地賃借料情報

農地法の一部を改正する法律が平成21年12月15日に施行されたことにより、標準小作料制度が廃止され、これに代わり、本市農業委員会では農地の賃貸借の目安になるよう、毎年10アールあたりの賃借料について地域の実情にあわせた金額でお知らせしています。

令和5年1月から令和5年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a あたり)は以下のとおりとなっています。

なお、この賃借料情報は実勢の集計値であり拘束力はありません。この情報を目安として圃場の広さ・形状および水利等の各種条件を考慮し、貸し人と借り人の両方で十分話し合いをした上で、農地の賃借に係る賃借料を決めてください。

締結(公告)された地域名			平均額	最高額	最低額	データ数
区分		適用地域				
田	第1地域	第2～第3地域以外の圃場整備済の地域(平坦地)	12,200 円	18,600 円	3,900 円	1,044
	第2地域	旧三国町の三国地区、嵩、西谷、平山、池上、山岸、米納津、梶、浜地、城ヶ原、美保、新保	11,000 円	16,000 円	4,000 円	90
	第3地域	旧丸岡町の主要地方道勝山丸岡線より北に位置し、かつ県道北野松岡線より東に位置する圃場整備済の中山間地域および竹田地区	11,200 円	11,200 円	11,200 円	3
畑		旧三国町の畑地	6,000 円	10,000 円	2,000 円	76

(出典:全国農業会議所 農地の賃借料情報提供の手引き 参考)

- ・ データ数は、集計に用いた筆数です。
- ・ 賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、60kgあたり13,000 円で換算しています。
- ・ 金額は、算出結果を四捨五入し100 円単位としています。